

みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」をいう。）第18条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

(1) スタート支援事業

地域の将来のために、住民等が自主的・主体的に取り組む初期活動（現状把握のための調査、ワークショップ開催、計画策定、研修会開催や専門家招へい、課題解決のための試行等）に必要な経費を助成する。

(2) 将来に向けた取組支援事業

中山間地域の将来のために、住民等が自主的・主体的に取り組む地域コミュニティを再生・発展させる地域づくりの活動や、地域資源の利活用、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりへのステップアップにつながる次の取組等に必要な経費を助成する。

- ・ スタート支援事業で支援を受けた活動のステップアップ・深化の取組
- ・ 地域の実情に応じた共助の仕組みづくりや必要な生活サービス・機能の提供
- ・ 伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流、世代間交流などにより地域の誇りを再生・発展させる取組
- ・ 地域資源の利活用、地域の雇用・生きがいつくりの創出の場となるコミュニティビジネスの取組
- ・ 外部人材（移住者、地域おこし協力隊、関係人口等）の活用を利用し、これらの人材が継続的に地域に関わるための仕組みづくりの取組

(3) 地域遊休施設等活用支援事業

地域の遊休施設や既存利用施設を改修し、住民の活動交流拠点や地域経済循環のための施設など、新たな地域コミュニティの活性化や再生を図るための取組に要する経費を助成する。

ただし、既使用部分の改修等整備は、小さな拠点づくりの取組に係る事業で生活に必要な機能の新設・拡充・追加を図るものに限り助成する。

(4) 安全・安心活動支援事業

まちなかに比べ生活条件が不利となる自然現象や地理等中山間地域に特有の課題に対して、地域住民同士の事前の話し合いを通じた地域内の共助による日常生活の安心確保の体制づくりに必要な経費（集落を越えた広域的地域での除雪ボランティアの組織化、集落内の除雪体制整備・緊急避難体制整備、共助による生活支援に係る研修会等の開催、先進地視察、住宅の雪囲い・防護柵設置、地域防災計画の策定等）を助成する。

(5) 次世代（高校生）育成支援事業

県内の中山間地域において、関係市町や地域住民、地域団体、県の中山間地域振興チーム（担当）及び県立高校等が連携し、地域の中に高校生の活動の場所を提供し、高校生の意見や発案を具体化することを通じて、地域への愛着を育み、地域の活性化につなげていく取組を助成する。

(6) 継業支援事業

ア なりわい継業支援

事業の継続が困難となっている地域に必要な店舗・サービス等について、事業を引き継ぐ者を確保することにより、地域に必要な生活機能の維持とともに、中山間地域のコミュニティの維持につなげる取組を助成する。

イ お試し継業支援

中山間地域の後継者の無い事業の継業を促進し、地域の活性化を図るために、継業を実地に検討するための活動等を行う者に対し、当該活動等に係る交通費及び宿泊費の一部を助成する。

第3 補助対象期間

本補助金の事業実施期間は次のとおりとする。

- (1) 継業支援事業の地域のなりわい継業支援のうち「b. 継業のための賃借料」及び「c. 継業人材の地域での研修や生活基盤の確保等に要する経費」は事業開始から起算して、最長24か月とする。
- (2) (1)に掲げる事業以外は単年度限りとする。

第4 事業実施主体

(1) 共通事項

- ア 地域づくりに意欲があり、要綱第2条の目的に沿った具体的な事業計画を有すること。
- イ 県内に在住、事務所又は活動拠点を有すること（団体の場合は法人格の有無は問わないが、規約又は会則を有し、運営に関し必要な事項が定められていること。）。
- ウ 事業完了後の報告や調査に対応できること。

(2) 個別事項

- ア 広域的地域運営組織（準備段階の組織を含む）及び地域遊休施設等活用支援事業の事業実施主体（市町を除く。）は、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めていること。
 - (ア) 目的、地域の将来ビジョン
 - (イ) 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
 - (ウ) 意思決定の方法
 - (エ) 事務処理及び会計処理の方法
 - (オ) 会計監査及び事務監査の方法
 - (カ) アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項
- イ 地域団体とは、集落単位で活動を行う団体・グループ、NPO・ボランティア団体・老人クラブ等の住民団体（法人格の有無は問わない）をいうこと。
- ウ 将来に向けた取組支援事業の事業実施主体には、農業協同組合（ただしコミュニティビジネスの取組については生産組織に係る取組は対象としない）、商工会議所、商工会、商工会連合会を含むこと。
- エ 継業支援事業の事業実施主体は次のとおりとする。
 - (ア) なりわい継業支援
 - ・ a 施設整備等経費及びb 賃借料：三親等以内の親族は対象外とする。
 - ・ c 研修等経費：三親等以内の親族及び現在従事している者並びに過去従事していた者は対象外とする。
 - (イ) お試し継業支援
 - ・ 三親等以内の親族は対象外とする。

第5 事業実施基準、留意点

(1) 共通事項

- ア 施設の整備や備品・消耗品等整備のみを目的とした事業（整備後の運用・活用についての地域の計画、実践がないもの）ではないこと。イベント開催の場合は、一過性のものではなく、当該イベント開催後も引き続き地域主体での活動を進める計画があること。
- イ 事業活動範囲を中山間地域とする事業又は中山間地域を含む広域的な地域において行う事業であり、かつ事業活動範囲に含まれる中山間地域の課題の解決を地域住民が主体となって図る取組であること。
- ウ 将来を含め、市町の支援体制が整っていること
- エ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ている（交付決定前にあっては得る予定である）こと。また、施設整備、運営等に関して関係法令を所管する官庁等と協議し、必要な手続き・基準等を満たす（交付決定前にあっては満たす予定である）こと。
- オ 事業実施主体、間接補助事業者は、県等が行う成果公表・普及に係る取組（各種研修会や成果発表会の活動報告）に協力すること。
- カ 助成対象経費について県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。

- キ 宗教活動、政治活動でないこと。
- ク 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる事業者と関係していないこと。
- コ 工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工・受託したものに限り、ただし、やむをえない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

【施設の改修を伴う場合】

- サ 補助事業の実施に当たり、個人や地方公共団体等の資産（土地を除く）を借り受け、改修工事等の実施を行う場合、事業実施主体が事業を実施するために必要な権利を有していること（借り受ける場合は補助事業に基づく改修工事等の実施と原状回復義務の免除等について所有者から同意を得ていること）。
 - シ 事業対象となる施設等は、建設当初又は改修時に助成金等の交付を受けている場合は、財産処分等規定された手続きが終了または終了見込みであること。
- (2) スタート支援事業
- ア 地域の将来を見据え地域コミュニティの活性化・再生を図るため、新たな取組を開始するための初期の活動やグループ立ち上げ等を支援するものであること。
 - イ 本事業の活用は1団体あたり1回限りとすること（鳥取県みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業費補助金（平成24年4月2日付第201100202662号鳥取県企画部長通知）及びみんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金（平成29年3月30日付第201600202270号鳥取県元気づくり総本部長通知）の地域コミュニティスタートアップ支援事業を含む）。
- (3) 将来に向けた取組支援事業
- ア 地域の将来のために、住民等が自主的・主体的に取り組む地域づくりの活動であること。
 - イ 個人、企業が事業実施主体となる場合は、将来を含め活動地となる市町、地域、住民との協働の体制等があること（単なる個人又は企業の経済活動でなく、社会貢献性があること）。
 - ウ コミュニティビジネスの場合は、原則として有償で行われ、かつ継続性のある事業であること。
（（4）において同じ。）
 - エ 事業完了年度終了後の3年間については、市町長へ別記様式により事業実施状況を報告すること。
（（4）及び（7）のイにおいて同じ。）
 - オ 農産物生産、6次産業化の場合は農林水産部の事業を優先すること、経済活動を主目的とする場合は商工労働部の事業を活用すること。（（4）において同じ。）
- (4) 地域遊休施設等活用支援事業
- 改修後の施設を主体的に運営する地域組織が存在していること。
- (5) 安全・安心活動支援事業
- ア 単なる資機材購入・更新ではなく、日常生活の中で住民共助により継続して取り組む仕組みづくりの取組であること。
 - イ 事業実施主体の内部に、アの仕組みを担う組織等があること、または作る予定があること。
 - ウ 事業実施に当たっては、事業実施年度中に集落等で生活の安全・安心を確保するための住民による話し合い（支え愛マップの作成（更新）や防災計画の策定等）を行うこと。
- (6) 次世代（高校生）育成支援事業
- 中山間地域に所在する県立高校に係る取組又は中山間地域内で県立高校の生徒が行う取組であること。
- (7) 継業支援事業
- ア なりわい継業支援は、次のすべての条件を満たす場合に交付するものとする。
 - （ア）継業に当たり、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けること
 - （イ）継続性のある事業であること
 - イ お試し継業支援は、継業の相手方（店舗所有者等）等から補助対象経費に相当する金品の提供を受けている又は受ける予定となっている場合、本補助金を交付しないこと。

第6 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

(1) 審査会の開催

地域遊休施設等活用支援事業は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置する鳥取県補助金等審査会（中山間地域等振興関係事業審査会）（以下「審査会」という。）により事業の採択を審査するものとする。

ア 事業実施主体は、事業を予定している施設が所在する市町長へ事業実施計画書（要綱様式第1号）を提出する。

イ 市町長は事業計画の内容を適当と認めるときは、事業実施計画書を中山間地域政策課に提出期限までに提出する。なお、提出期限は中山間地域政策課長が別に定める。

ウ 審査会の設置、運営、審査基準、採点基準、採択方法等は審査会運営要綱により別途定める。

エ 採択された場合、(2)に定める補助金の申請手続きを行う。

(2) 補助金申請手続き（間接補助事業）

ア 事業実施主体は、要綱第5条第2項に係る申請書（以下「申請書」という）（要綱様式第1号）を作成し、当該事業実施地を管轄する市町長に提出する。

イ 市町長は、(1)により提出された申請書を適当と認めるときは、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条に係る申請書（規則様式第1号）を作成し、申請書とともに当該事業実施地を管轄する各総合事務所長（東部地域にあっては東部地域振興事務所長、日野地域にあっては西部総合事務所日野振興センター所長とする。以下「所長等」という。）に提出する。

ウ 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、事業実施主体に交付決定通知を行う。

(3) 補助金申請手続き（直接補助事業）

ア 事業実施主体は、要綱第5条第2項に係る申請書を作成し、所長等に提出する。

なお、将来に向けた取組支援事業のうちソフト事業のみを実施する場合であって、県から補助金の交付を受ける場合（直接補助事業）は、申請書に活動市町の意見書（意見、市町の支援内容、担当者名が分かるもの。様式は問わない。）を添付すること。

イ 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、事業実施主体に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うとともに、関係市町長に対して写しを送付する。

第7 事業実施後の状況報告

将来に向けた取組支援事業、地域遊休施設等活用支援事業及び継業支援事業（なりわい継業支援）に係る要綱第14条第2項の事業実施後の状況報告は、次のとおり実施するものとする。

(1) 事業実施主体は、事業計画書に記載した事業の目的等、評価指標に係る実施状況等を、事業実施の状況報告（以下「実施状況報告」という。）により、市町担当課を通じて所長等（市町が事業実施主体の場合は所長等）に報告するものとする。

(2) 実施状況報告は、別紙様式により事業完了年度の翌年度から3年間行うものとし、前年度（初年度にあっては、事業完了した日から翌年度6月末までの間）の状況を翌年度の7月末までに提出するものとする。

(3) 所長等は、実施状況報告等に基づき、市町等と連携し、事業実施主体に対して必要に応じて助言等を行うとともに、各地域での取組の推進を図るため、補助事業を活用した取組事例として周知・紹介等を行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式

みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業実施状況報告書

報告日： 年 月 日

1 補助事業の概要

事業実施年度	年度
細事業区分	
事業実施主体	

2 事業の成果等（事業実施後 年目）

事業の成果	※事業完了以降の取組・体制・活動実績等を踏まえ、計画書に記載した「事業の目的等」の実現状況、住民や地域への影響や効果等、住民の声等について具体的にご記入ください
評価指標に対する実績	※計画書に記載した「評価指標」に対し、直近の実績をご記入いただき、その数値について自己評価をしてください。

3 現在の課題及び今後の対応策

現在の課題	
課題に対する対応策や今後の活動予定	

※この様式は、将来に向けた取組支援事業、地域遊休施設等活用支援事業又は継業支援事業（なりわい継業支援）を実施した場合に、事業完了年度の翌年度から3年間提出いただきます。

※前年度（初年度にあっては、事業完了した日から翌年度6月末までの間）の状況を翌年度の7月末までに提出してください。